

管内旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																	
<p>寝屋川水系改修工営所</p>	<p>管内出張をシステムに重複して入力し、そのまま承認された後、当該重複した出張の取消を忘れたものが2件あった。 また、旅費支出の際にチェックされず、そのまま決裁を行ったため、旅費が過払いとなっていた。</p> <table border="1" data-bbox="492 611 1620 884"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職員</th> <th rowspan="2">出張日</th> <th colspan="2">システム入力日</th> <th rowspan="2">過払旅費額</th> </tr> <tr> <th>当初入力日</th> <th>重複入力日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>令和3年1月12日</td> <td>令和3年1月12日</td> <td>令和3年1月13日</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>令和2年11月16日</td> <td>令和2年11月20日</td> <td>令和2年11月25日</td> <td>230円</td> </tr> </tbody> </table>	職員	出張日	システム入力日		過払旅費額	当初入力日	重複入力日	A	令和3年1月12日	令和3年1月12日	令和3年1月13日	500円	B	令和2年11月16日	令和2年11月20日	令和2年11月25日	230円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、所属のチェック体制を強化する等し、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>重複入力となっていた過払旅費については、速やかに戻入手続を行い、職員Aは令和3年11月12日に、職員Bは令和3年11月8日に返納したことを領収証書により確認した。 本件以外に過払いがないか再度調査した結果、重複入力による過払旅費はなかった。 今後、二重登録等不適切な処理が発生しないように承認者に対し、職員の動静・出退勤管理を適切に行い承認するよう周知し、職員に対しても、管内出張申請登録の際、重複した申請を行うことがないように周知徹底した。 また、旅費支給決裁にあたっては、担当者及び決裁者により旅費明細内訳書の確認を徹底することにより、適正な事務処理を行うこととした。</p>
職員	出張日			システム入力日			過払旅費額													
		当初入力日	重複入力日																	
A	令和3年1月12日	令和3年1月12日	令和3年1月13日	500円																
B	令和2年11月16日	令和2年11月20日	令和2年11月25日	230円																

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和3年10月13日）